

北広島町農業委員会第7回総会議事録

事務局 (第7回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 1月17日に地区担当推進委員と現地を確認しました。譲渡人は、譲受人へ申請地を貸しており、今後も自ら耕作する見込みがないため譲り渡す事にされました。譲受人は、機械、労働力、技術とも総合的に見て問題ありません。位置は三方とも田に囲まれておりますが、現状どおり田として利用することから周辺の農地への影響はありません。譲渡人、譲受人ともに聞き取りにて確認をしております。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 1月18日に地区担当推進委員と現地確認をしました。摘要欄のとおり、譲渡人は子どもが町外在住であり戻ることはありません。また、譲受人は譲渡人から長期にわたり耕作を請け負われております。このことから、周辺農地への影響はなく許可相当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 1 番 1月19日に、3番委員と地区担当推進委員と現地を確認しました。摘要欄のとおり、譲渡人は高齢で耕作ができず、後継者がいないことから譲り渡すことにされました。譲受人は長年この申請地を耕作しており、この申請地を譲り受けて規模拡大を考えておられます。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

4 番 譲渡人は高齢だが、手元に残った農地を耕作することは困難ではないか。

1 1 番 申請地以外の所有農地は確認していない。

4 番 荒廃農地になってはいけないので、後日でもいいから確認をしてほしい。

会 長 その他にご意見ご質問はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

3 番 摘要欄にもありますが、亡くなられた申請者の父が転用されたまま現在に至っていました。図面をご覧いただくと、66-1の宅地には農業用倉庫が建っています。ここへ道路から入るために進入路を作られました。周辺農地への影響はありませんので許可相当と判

断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 1月19日に3番委員と地区担当推進委員と現地を確認しました。摘要欄にありますが、昭和40年ごろに、申請者の父と知人の間で、知人が山仕事をするために林道が狭いため、整地をして作業用通路として利用していました。このことによる周辺農地への影響はないことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 1月19日に3番委員と地区担当推進委員と現地を調査しました。申請人は、長年石材業を営んでおります。材料を保管しておく適地がないため自宅近くの申請地を利用しており現在に至っております。このことによる周辺農地への影響はありません。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良い

と思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

11番 1月19日に3番委員と地区担当推進委員と現地を調査しました。先ほどの6番案件の隣接地となります。申請人の既存の墓地は自宅裏の山手にあったのですが、道が狭く管理が大変なことから、申請地へ墓地を移設して現在に至っています。周辺農地への影響はありませんので許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

会長 申請人の自宅は離れた所にありますか。

11番 図面では離れたように見えるが、実際は50mぐらいです。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

11番 1月19日に3番委員と地区担当推進委員と現地を確認しました。申請地は県道沿いにあり自宅に隣接していることから利便性がよいということで、車庫を建築されております。このことによる周辺農地への影響は考えられないことから許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

11番 1月19日に3番委員と地区担当推進委員と現地を調査しました。申請人は8番案件と同一人です。申請地は自宅より約300m離れた山手に位置し、適当な墓地がないため山手にある申請地へ墓を建てられ現在に至っております。このことによる周辺農地への影響はありません。以上の事から許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

7番 1月18日に6番委員と地区担当推進委員と現地を調査しました。摘要欄にありますように、申請人は道路として利用していたが、農地として判明したため申請されました。確かに現地は道路となっており、現地を見た結果許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

16番 隣の242-1の畑はそのままあるのか。

7番 ここは防火用水になっている。

事務局 農地法では町が設置するものは許可不要ということから、これは町が設置した防火水槽のため許可不要と認識している。

会長 その他にご意見ご質問等はありませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

7番 この案件は10番案件と同一人の申請です。場所は道路から6～7mほど上がったところにあります。申請人の自宅前にあり、農業用機械を洗うための池を作られたが、畑のままであったことが判明し申請をされました。現在は、池はそのまま全体的に庭として利用されています。周辺農地への影響はありませんので許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

9番 1月19日に職務代理者と地区担当推進委員と現地を調査しました。この申請はすでに施工済みであり始末書添付しての申請で追認はやむを得ないと考えます。申請地付近は町道、農道、田畑の整備がされており1種農地に区分されたものと考えます。申請地は町道と農道が交わる角地であり、申請人宅には駐車場がないこと、玄関が東側で車での出入りができないこと、墓地は山中にあり不便であることから、不許可の例外に該当すると言えます。転用面積は妥当であり、このことによる周辺農地への影響はないことから許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 1 3 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 譲渡人と譲受人の関係は親戚になります。申請地の隣接している宅地には譲渡人宅がありますが現在空き家であり、申請地は、地目は田ですが草が生え荒地の状態です。隣接する大きな田のひとつは譲受人の家族が所有する農地です。水路は道路沿いにあり、道路の下をくぐって田へ入るようにさらに水路があるため、申請地を駐車場にすることによって用水への影響はないと考えます。譲受人は、将来的に譲渡人から宅地を譲り受け、家を建てて移住する予定です。周辺農地への営農条件に支障はなく許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 3 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 1 4 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 7 番 1 月 1 7 日に、1 番委員と地区担当推進委員と譲渡人立会いのもと現地確認を行いました。摘要欄にもありますが、譲受人は両親と同居をされておられ、家族の増加により現住宅が手狭になったことから、譲渡人から申請地を借り受け、新しく住宅を建てて居住の本拠を移転されたいことから申請されました。申請地は第 1 種農地ですが、不許可の例外として、譲受人は譲渡人の三男で農業後継者になられることから相当だと考えます。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 4 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 1月19日に15番委員と譲渡人立会いのうえ現地を確認しました。申請地は、昨年6月の総会で承認された農地の隣接地となります。前回も水路の問題があったため、今回の申請地を転用するにあたり、周辺にある田への水路の確認を行いました。それぞれの田への用排水に問題はないことを確認したため、周辺農地への影響はないと考え許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

会 長 番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11 番 1月19日に3番委員と地区担当推進委員と現地を確認しました。この申請は8番、9番案件の申請者と同一人です。この地域の圃場整備後、申請者の亡父が田の残地を野菜栽培や育苗ハウス等に活用されていました。県道沿いに自宅があり、乗り入れに傾斜があるため、母屋の裏手にある農地を長年農道として利用されております。今回顛末書添付で申請されております。周辺農地への影響はなく許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号17番について

事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7 番 1月18日に6番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請人の実家は申請地近くにあり、申請人の親が農業用倉庫を建てられ長年使用してこられ現在に至るといことです。受理妥当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

4 番 残地については作付けされているのか。

事務局 事務局も現地確認しましたが、作物は作っておられないもののコンクリート舗装はされておりました。

4 番 建物面積だけでは他の面積が残ってしまい、農地として利用することは考えにくい。周辺面積を含めて申請面積をとるべきではないか。

会長 農業用施設届は200㎡未満の範囲であれば可能である。建物の面積だけではなく、建物周辺を含めてもよかったのではないかと思う。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号17番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

2 番 申請された面積で受理ということか。

会長 申請された面積を勝手に変えることはできない。今後は届出時点で事務局から指導をしてもらう。

2 番 現況と違うことをもって、農業委員会の権限で面積を修正して受理することはできないか。

会長 一旦届出を受理したものを勝手に変えることはできない。

事務局 届出の面積を修正して受理することは妥当ではないと考える。一旦保留をさせていただければ、再度申請者へ確認し次回総会で再上程させていただきたい。

会長 それでは今回は受理せず保留とすることよろしいでしょうか。

- 委員 (異議なし)
- 会長 異議なしのため保留することに決定しました。続いて番号18番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 8番 1月15日に14番委員と地区担当推進委員と現地を確認しました。内容は摘要欄のとおりで、申請人は申請地を農地ではないと思っていたが、農地のままであったため手続きをされました。この農業用倉庫があることによる周辺農地への影響は考えられませんので受理妥当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 1番 届出面積の99㎡は平面図に記載されている部分か。
- 8番 それは建物の面積で80㎡です。道路際に建っているのもそれより少し幅をとっている。
- 1番 残地は農地として管理するのか。
- 8番 保全管理として草刈りをしていくことになる。
- 会長 この他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号18番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

- 会長 番号19番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 3番 1月19日に11番委員と地区担当推進委員と現地を確認しました。申請地は周辺農地含め山林化しており5mほどの木が立っております。現況から農地への復元は困難と判断し受理妥当と考えます。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号19番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号20番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 11番 1月19日に3番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は町道から100mほど入った高台の山のふもとにあり、一部は山林化していました。機械が入ることは困難なため耕作放棄され現在に至っております。このことから農地への復元が困難であると判断し、受理妥当と考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号20番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号21番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 16番 1月15日に3番委員と現地調査を行いました。申請地は山中にあり、いずれも山林化しておりました。申請人は、山中に農地があることも認識しておられなかった。農地への復元は困難と考え受理妥当と考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号21番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号22番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

3番 1月17日に16番委員と申請者宅にて聞取りを行い、現地調査を行いました。内容は摘要欄のとおりで、申請地は長年耕作をされておりました。申請地は昨年の利用状況調査でB判定を行った農地であり、農地への復元は困難と考えます。このことから受理妥当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号22番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

会長 内容について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩